

島田市公共建築物等における 木材の利用の促進に関する方針

(趣 旨)

本市域の 66%を占める森林は、約半数が木材として利用可能な林齢であり、当市の森林資源は十分蓄積されております。しかしながら、外国産材の製品輸入の増大や非木質系の代替品の増加等による木材価格の低迷と需要の減少により、林業や木材産業は厳しい状況にあります。

本市においても、島田市総合計画（平成 21 年 3 月策定）において、「公共事業等における率先した大井川産材の利用促進」を重点プロジェクトにかかげております。

この方針は、これらを踏まえ、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）、「公共建築物における木材の利用に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日付け農林水産省、国土交通省告示第 3 号）に基づくとともに、静岡県方針「“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン」（平成 23 年 1 月策定）に即し、島田市の公共建築物等における木材（主に大井川流域産材。以下「木材」という。）の利用促進のための基本的事項や取組みを定めるものです。

(目 的)

この方針によって、公共建築物の整備等において、市自ら率先して木材の利用に取組み、民間への木材の利用を働きかけることを目的とします。

(意 義)

1 森林の役割

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能を発揮し、市民の生活に重要な役割を担っております。

よって、森林を守り、育て、活かすことにより、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが大変重要であります。

2 木材利用の意義

(1) 快適な空間の形成

木材には、断熱性、調湿性、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果など、優れた性質があります。また、“木のある空間”は、視覚的心地よさや暖かみを感じられるなどの特性もあり、健康的でぬくもりのある快適な空間を形成することができます。

(2) 地球温暖化の防止への貢献

木材は、加工時のエネルギー消費量が少なく、長時間にわたって炭素を貯蔵できる資材であります。また、再生可能な資源であり、エネルギー源として焼却処分する場合でも大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない特性を有しています。

(3) 森林の適正な管理、及び林業・木材産業の活性化

地域材（大井川流域産材）を利用することは、林業の再生と森林の適正な管理につながり、地域経済の活性化に加え、森林の有する多面的機能を継続的に発揮することになります。

(4) 公共建築物ならでの効果

広く一般市民が利用することから、多くの市民が木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供することが出来ます。

（対象及び具体的利用目標）

1 木材の利用を促進する対象

(1) 市が整備する全ての建築物、工作物、公共土木工事など

- ・ 建築物（教育、福祉、観光、体育、医療施設等）
- ・ 建築物の構造材、内装等
- ・ 備品（本棚、机、椅子等）
- ・ 工作物（ガードレール、柵、看板等）
- ・ 土木工事（防止柵、木柵工、路盤工、造成工事における緑化資材等）

(2) 民間事業者が整備する市内の公共建築物など

- ・ (1)に同じ

2 木材の具体的利用目標

(1) 構造の木造化

建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進します。

(2) 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造など）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度などから有利な場合もあることから、その採用も積極的に推進します。

(3) 内装等の木質化

木造、非木造、混構造などの構造のいかんを問わず、内装等の木質化によるぬくもりのある空間形成を推進します。

(4) 物品調達等での木材の利用

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類の消耗品について、原材料として木材を使用したものの利用を推進します。

(5) 公共土木工事での利用

公共土木工事においては、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な木材の利用を推進します。

(6) 公共施設における工作物での利用

周囲との調和や木材の強度に留意しつつ木材の利用を推進します。

(コスト面で考慮すべき事項)

1 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計などの段階から、建設コストの工夫のみならず維持管理及び解体・廃棄などのコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値なども考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めます。

2 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや木材の利用の意義や効果を総合的に判断します。

○参考資料（静岡県森林・林業統計要覧 平成 24 年度版）

島田市の森林面積（ha）

市全体面積	森林面積	森林率(%)	民有林	国有林
31,588	20,901.38	66.17	20,029.81	871.57

民有林内訳（ha）

県有林	市有林	財産区有林	私有林	合計
428.17	55.46	395.83	19,150.35	20,029.81